

地方交付税制度の構造とその運用に関する一考察

——基準財政需要額の基本部分を中心として——*

堀 場 勇 夫[†]

目 次

はじめに

第1節 算入率によるマクロとミクロの調整と財源保障

- 1.1 地方財政計画とマクロの地方交付税額
マクロの地方交付税額の決定
留保財源の導入とマクロの基準財政需要額及び基準財政収入額の決定
- 1.2 算入率の定義
- 1.3 基準財政需要額の調整過程
方団体の一般財源充当経費
算入率による地方団体の基準財政需要額の算定
一定の算入率と基準財政需要額の調整
一般化された算入率と基準財政需要額の調整
- 1.4 基準財政収入額の調整過程
地方団体の税目ごとの地方税収
地方団体の税目ごとの基準財政収入額
算入率による基準財政収入額の調整
- 1.5 算入率による基準財政需要額の算定まとめ
一般財源充当経費の算定
算入率による基準財政需要額の調整とマクロとミクロの整合性
算入率の調整と財源保障

第2節 地方交付税制度と基準財政需要額算定の考え方

- 2.1 単位費用と測定単位による基準財政需要額の算定
地方財政計画歳出での算定
一般財源充当経費の基本部分の算定

* 文中の意見に関する部分については全て私見であることをあらかじめお断りする。

[†] 地方財政審議会会長，青山学院大学名誉教授

単位費用，測定単位，補正係数による基準財政需要額の算定
基準財政需要額の基本部分の算定

2.2 補正係数の役割

第3節 わが国の地方交付税制度の運用と基準財政需要額の算定

3.1 標準団体の一般財源充当経費と基準財政需要額

3.2 単独事業での算定過程と仮説例による説明

標準団体の一般財源充当経費の算定

標準団体の基準財政需要額の算定

単独事業での算定のイメまとめ

地方債を財源とする経費の控除

留保財源対応分経費の控除と基準財政需要額の算定

単位費用の定義と算式

単独事業での単位費用の算定

3.3 補助事業の算定過程と国庫支出金の扱い

単位費用の算定と国庫支出金の控除

国庫支出金額の調整

むすびにかえて

はじめに

地方交付税制度は，財源保障機能と財源調整機能を有する，わが国における財政調整制度である。その内容を詳細に検討すると，財源調整機能は付随的な機能に留まり，その主たる役割は財源保障機能にあることが分かる。この財源保障機能は，各事業と各地方団体の財源不足を地方交付税によって補うことで実現され，国が目標とする政策の必要度に応じて財源保障する程度が決定されている。

ところで各地方団体ごとの地方交付税額は

$$\text{地方交付税額} = \text{基準財政需要額} - \text{基準財政収入額}$$

によって算定される。この算式によれば，基準財政需要額に算定された行政経費については，標準的な財政需要として税収のいかに係わらず地方交付税によって財源が保障される。一方，基準財政需要額に算定されなかった経費については留保財源によって賄わうべき経費となるため，その行政サービスを提供

できるかどうかは地方税収の多寡に依存することとなる。このため地方税収が少ない地方団体はなるべく多くの行政経費が基準財政需要額に算定されることを望む。しかし地方交付税額の総額はマクロの地方財政計画によって決定されるため、与えられる地方交付税がどのように事業や地方団体に配分されるかが地方団体にとって肝要な点となる。

このような点から、地方財政や地方団体の財政にとって重要な意味をもつ地方交付税額や基準財政需要額の算定については、これまで多くの制度的分析や歴史的分析が個別になされその研究成果が蓄積されてきた。しかし必ずしも地方財政計画を含む地方交付税制度全体の構造を踏まえて総合的に分析がなされてきたとはいいがたい。例えば、地方財政計画で決定されるマクロの地方交付税額と個別地方団体で算定されるミクロの地方交付税額が整合的となる理由について、算定過程におけるマクロがミクロを決定する具体的な内容と算定過程について、算入率と単位費用、測定単位、補正係数による基準財政需要額の算定における関連性について、算定過程での標準団体が果たす役割について、統一的な視点から論じられてきたとは必ずしもいえないであろう。

これらの諸問題について、堀場(2020a,b)ではマクロの地方財政計画と地方団体ごとに算定されるミクロの地方交付税額が整合的となるよう、算入率による調整がなされていることを明らかにした。また、わが国の地方財政計画を含む地方交付税制度がマクロとミクロの整合性を満たしつつ財源保障機能を可能とする制度となっていることを明らかにした。

本稿では、堀場(2020a,b)の分析を踏まえ、実際にわが国の地方交付税制度がいかに関運用されているか、特に基準財政需要額がどのように算定されているかについて検討を加えている。堀場(2020a,b)では、基準財政需要額が一般財源充当経費に算入率を乗ずることによって算定されるモデルを提示した。一方わが国の地方交付税制度の運用では、基準財政需要額は単位費用、測定単位、補正係数を乗ずることによって算定される。本稿ではこれら算入率による基準財政需要額の算定と単位費用、測定単位、補正係数による基準財政需要額の算定が統一的に運用されていることを明らかにする。

第1節では、堀場(2020a,b)のモデルで論じた内容を要約し、算入率による基準財政需要額の調整によってマクロとミクロの整合性が図られ、事業ごとに財源保障の程度が選択されていることを明らかにする。第2節では、モデルでの算入率による基準財政需要額の算定と地方交付税制度での単位費用、測定単位、補正係数による基準財政需要額の算定が統一的になされることで、わが国の地方交付税制度の運用が可能となっていることを明らかにする。最後に、第3節において、わが国の基準財政需要額の算定過程が、第1節と第2節で論じた内容に類似した枠組みで実際に運用されていることを明らかにする。これらの分析を通じて、地方財政計画から始まる地方交付税の算定過程が、全体としてマクロとミクロを整合的なものとし、同時に地方交付税の配分を通して基準財政需要額を各事業と各地方団体に配分していることを確認する。また各地方団体ごとの基準財政需要額を簡便なルールにしたがって算定することを可能としていることを確認する。

ただし、本稿では基準財政需要額における基本部分すなわち単位費用と測定単位を乗じて算定される基準財政需要額の部分を中心として分析している。一方、基準財政需要額の算定における補正係数に係わる問題については、限られた範囲でのみ分析の対象とし、その詳細は他の論考に譲っている。

第1節 算入率によるマクロとミクロの調整と財源保障

本節では、堀場(2020a,b)で論じた内容を要約し、算入率による基準財政需要額を調整することで、マクロとミクロの整合性が達成できることを明らかにする。また算定項目ごとに算入率を調整することで、事業ごとの財源保障の程度が選択されていることを検証する¹⁾。

1.1 地方財政計画とマクロの地方交付税額²⁾

1) 詳細については堀場(2020a,b)を参照せよ。

2) 地方財政計画とマクロの視点からみた地方交付税制度については、黒田(2018, 8)しがき、石原(2016, 第5章)等を参照せよ。

マクロの地方交付税額の決定

マクロの財源保障は、地方財政計画で標準的な歳出から標準的な歳入を控除して求めた地方全体の財源不足額を地方交付税で保障することによってなされている。地方財政計画のイメージを表す図1は、マクロの地方交付税額がいか

に決定されるかについて示したものである。地方財政計画では、地方財政全体の合理的かつ妥当な歳出の水準が標準的な歳出額として見込まれ、国庫支出金や地方債を財源とする特定財源充当経費を除いた額が、地方団体によって負担されるべき歳出額としての一般財源充当経費である。この一般財源充当経費のうち標準的な地方税収では賄えない財源不足額が、地方交付税によって財源保障されるべき額となる³⁾。このように地方財政計画においてマクロの地方交付税の額が決定される。また、各地方団体ごとに算定される地方交付税額を地方全体で積算した合算額は、このマクロの地方交付税の額に等しくなるよう調整される。

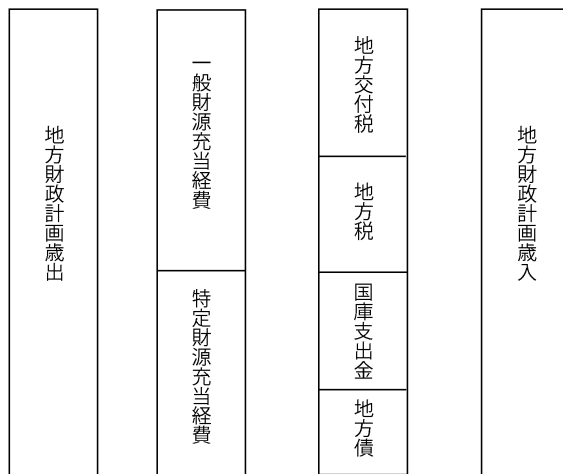
留保財源の導入とマクロの基準財政需要額及び基準財政収入額の決定

図1のように地方財政計画でマクロの地方交付税額が与えられると、このマクロの地方交付税額と整合的な基準財政需要額が算定される。このとき留保財源の扱いが問題となる。図2は、留保財源の算定上の扱いを吟味するために、地方財政計画の一般財源充当経費と一般財源に対応する部分を取り出して示したものである。図Aには地方財政計画の歳出額として見込まれる一般財源充当経費が、図Dには標準的な歳入額として見込まれる地方税収とマクロの地方交付税額が示されている。

これまで述べてきたとおり、地方財政対策において標準的な歳出額と標準的な地方税収が見込まれると、マクロで財源保障をするために必要な地方交付税 MS が与えられる。次に、この与えられた地方交付税 MS のもとで、留保財源を考慮したときのマクロの基準財政需要額と基準財政収入額が求められる。マ

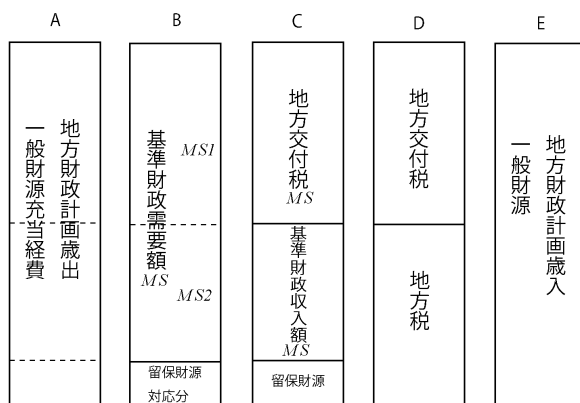
3) 不交付団体の水準超経費については、図1では地方財政計画歳出に計上されていない。また地方財政計画歳入からも水準超経費見合いの財源を除いている。

図 1 地方財政計画のイメージ



(出所) 筆者作成

図 2 地方財政計画と地方交付税



(出所) 筆者作成

クロの基準財政収入額については、留保財源が導入されることに伴って、地方税収から留保財源額を控除した額として基準財政収入額 MS が求められる。地方税収のうち一定の割合が基準財政収入額に算入され残りの税収は留保財源として扱われる。このためマクロの基準財政需要額については、地方交付税 MS が与えられたもとで、基準財政収入額の値が変化するため、図 B のように留保財源対応分を控除した基準財政需要額 MS へと修正が必要となる。

以上のように、地方財政計画で地方交付税額と整合的な基準財政需要額は基準財政需要額 MS として与えられ、基準財政収入額は基準財政収入額 MS で与えられる。このとき各地方団体ごとの基準財政需要額や基準財政収入額がどのように算定されると、各地方団体で算定される基準財政需要額と基準財政収入額の地方全体の合算額は、それぞれ基準財政需要額 MS と基準財政収入額 MS に等しくなるのであろう。

1.2 算入率の定義

地方交付税の額は基準財政需要額と基準財政収入額によって決定されるが、経費の全額を基準財政需要額に算入し、また地方税収の全額を基準財政収入額に算入しているわけではない。わが国の地方交付税制度の特徴は、算定項目ごとに算入する率を選択することでマクロとミクロの調整がなされているのである。

この基準財政需要額と基準財政収入額に算入する割合は算入率と呼ばれている。すなわち経費の額のうち基準財政需要額に算入される割合

$$\text{算入率} = \frac{\text{基準財政需要額}}{\text{経費の額}} \quad (1)$$

が歳出における算入率である。したがって、基準財政需要額は経費に算入率を乗じた

$$\text{基準財政需要額} = \text{算入率} \times \text{経費の額} \quad (2)$$

によって算定される。

また基準財政収入額への歳入における算入率は、基準財政需要額への算入率と同様に地方税収のうち基準財政収入額に算入される割合である⁴⁾。

$$\text{算入率} = \frac{\text{基準財政収入額}}{\text{地方税収}} \quad (3)$$

したがって、基準財政収入額は地方税収に算入率を乗じて、以下の算式によって算定される。

$$\text{基準財政収入額} = \text{算入率} \times \text{地方税収} \quad (4)$$

1.3 基準財政需要額の調整過程

地方団体の一般財源充当経費

表1は各地方団体の一般財源充当経費と交付税の算定項目の関係を模式的に表したものである。各行には各地方団体ごとの一般財源充当経費が各算定項目ごとに、また各列には各算定項目ごとの一般財源充当経費が各地方団体ごとに並べられている。表1では地方団体が $1 \dots i \dots m$ で与えられ、算定項目が $1 \dots j \dots n$ で与えられている。したがって行数は地方団体数 m に等しく、列数は算定項目数 n に等しい。第 i 行 j 列の成分 x_{ij} は地方団体 i 、算定項目 j における一般財源充当経費の額を表している。また最終列の合計1は各地方団体における各算定項目の一般財源充当経費の合計を表し、最終行の合計2は各算定項目における各地方団体の一般財源充当経費の合計を表している。例えば地方団体 i の一般財源充当経費の合計は、算定項目1の x_{i1} から算定項目 n の x_{in} までを積算した $\sum_{j=1}^n x_{ij}$ で表される。同様に算定項目 j の一般充当経費の合計は、最終行の $\sum_{i=1}^m x_{ij}$ で表される。したがって合計1を全ての地方団体について縦に積算すると地方全体の一般財源充当経費の合計が $\sum_{i=1}^m \left(\sum_{j=1}^n x_{ij} \right)$ として求められ、また合計2を全ての算定項目について横に積算すると算定項目全体の一般財源充当経費の合計が $\sum_{j=1}^n \left(\sum_{i=1}^m x_{ij} \right)$ として求められる。これらの

4) この算入率は、地方交付税法上の基準税率・基準率に対応し、原則75%が用いられる。

合計については表の性質より

$$\sum_{i=1}^m \left(\sum_{j=1}^n x_{ij} \right) = \sum_{j=1}^n \left(\sum_{i=1}^m x_{ij} \right) \quad (5)$$

がなりたつ。つまり合計 1 について全ての地方団体を積算し、合計 2 について全ての算定項目を積算するとその合算額は互いに等しい。これは (5) 式の右辺と左辺がともに表の全ての成分を合計した値となっているためである。

この (5) 式で表される合算額は、図 2 図 A で示された一般財源充当経費に対応している。また表 1 の各成分 x_{ij} は、各地方団体ごとの算定項目の事業費であり基準財政需要額が算定される基準となっている⁵⁾。

算入率による地方団体の基準財政需要額の算定

前述したように、基準財政需要額は (2) 式

$$\text{基準財政需要額} = \text{算入率} \times \text{経費の額}$$

から求められる。したがって、基準財政需要額は表 1 の各 x_{ij} に算入率を乗じた値として表 2 の成分として求められる。例えば、算定項目 j の算入率が地方団体に共通した値 t_j^1 で与えられると、基準財政需要額が表 2 の成分 $t_j^1 x_{ij}$ として示される⁶⁾。表 2 の最終列の合計 1 には各地方団体の基準財政需要額を積算した額が、また最終行の合計 2 には各算定項目の基準財政需要額を積算した額が示されている。例えば地方団体 i の基準財政需要額の積算額は $\sum_{j=1}^n t_j^1 x_{ij}$ 、また算定項目 j の基準財政需要額の積算額は $t_j^1 \sum_{i=1}^m x_{ij}$ である。表 1 と同様に合計 1 を全ての地方団体について縦に積算した額と合計 2 を全ての算定項目について横に積算した額は等しい。したがって

$$\sum_{i=1}^m \left(\sum_{j=1}^n t_j^1 x_{ij} \right) = \sum_{j=1}^n \left(t_j^1 \sum_{i=1}^m x_{ij} \right) \quad (6)$$

がなりたつ。

5) 以降各変数の成分について、特にことわらない限り ($i = 1, \dots, m, j = 1, \dots, n$) あるいは ($i = 1, \dots, m, k = 1, \dots, l$) 等は省略する。

6) 基準財政需要額への算入率は上添え字 1、基準財政収入額への算入率は上添え字 2 を用いる。

表 1 地方団体の一般財源充当経費

	算定項目 1	算定項目 2	...	算定項目 j	...	算定項目 n	合計 1
地方団体 1	x_{11}	x_{12}	...	x_{1j}	...	x_{1n}	$\sum_{j=1}^n x_{1j}$
地方団体 2	x_{21}	x_{22}	...	x_{2j}	...	x_{2n}	$\sum_{j=1}^n x_{2j}$
$\vdots$	$\vdots$	$\vdots$	$\vdots$	$\vdots$		$\vdots$	$\vdots$
地方団体 i	x_{i1}	x_{i2}	...	x_{ij}	...	x_{in}	$\sum_{j=1}^n x_{ij}$
$\vdots$	$\vdots$	$\vdots$		$\vdots$		$\vdots$	$\vdots$
地方団体 m	x_{m1}	x_{m2}	...	x_{mj}	...	x_{mn}	$\sum_{j=1}^n x_{mj}$
合計 2	$\sum_{i=1}^m x_{i1}$	$\sum_{i=1}^m x_{i2}$	...	$\sum_{i=1}^m x_{ij}$	...	$\sum_{i=1}^m x_{in}$	

表 2 地方団体の基準財政需要額

	算定項目 1	算定項目 2	...	算定項目 j	...	算定項目 n	合計 1
算入率	t_1^1	t_2^1	...	t_j^1	...	t_n^1	
地方団体 1	$t_1^1 x_{11}$	$t_2^1 x_{12}$	...	$t_j^1 x_{1j}$	...	$t_n^1 x_{1n}$	$\sum_{j=1}^n t_j^1 x_{1j}$
地方団体 2	$t_1^1 x_{21}$	$t_2^1 x_{22}$	...	$t_j^1 x_{2j}$	...	$t_n^1 x_{2n}$	$\sum_{j=1}^n t_j^1 x_{2j}$
$\vdots$	$\vdots$	$\vdots$	$\vdots$	$\vdots$		$\vdots$	$\vdots$
地方団体 i	$t_1^1 x_{i1}$	$t_2^1 x_{i2}$	...	$t_j^1 x_{ij}$	...	$t_n^1 x_{in}$	$\sum_{j=1}^n t_j^1 x_{ij}$
$\vdots$	$\vdots$	$\vdots$		$\vdots$		$\vdots$	$\vdots$
地方団体 m	$t_1^1 x_{m1}$	$t_2^1 x_{m2}$	...	$t_j^1 x_{mj}$	...	$t_n^1 x_{mn}$	$\sum_{j=1}^n t_j^1 x_{mj}$
合計 2	$t_1^1 \sum_{i=1}^m x_{i1}$	$t_2^1 \sum_{i=1}^m x_{i2}$	...	$t_j^1 \sum_{i=1}^m x_{ij}$	...	$t_n^1 \sum_{i=1}^m x_{in}$	

一定の算入率と基準財政需要額の調整

表2によると、マクロとミクロの基準財政需要額の整合性を達成するためには、算定項目ごとの算入率 t_j^1 を調整することで合計2の各算定項目の合計 $t_j^1 \sum_{i=1}^m x_{ij}$ を変化させ、全ての地方団体を積算した基準財政需要額の合算額 $\sum_{j=1}^n \left(t_j^1 \sum_{i=1}^m x_{ij} \right)$ が基準財政需要額 MS と等しくなるように調整すればよい。このとき(6)式がなりたつため、各地方団体ごとに算定された基準財政需要額 $\sum_{j=1}^n t_j^1 x_{ij}$ を全ての地方団体で積算した合算額 $\sum_{i=1}^m \left(\sum_{j=1}^n t_j^1 x_{ij} \right)$ についても、自ずと基準財政需要額 MS に等しくなる。つまり算入率 t_j^1 を調整することで、マクロとミクロが整合的となるために必要な条件を満たすことができ、同時に各地方団体ごとの基準財政需要額の合算額についても条件が満たされる。すなわち、

$$\sum_{j=1}^n \left(t_j^1 \sum_{i=1}^m x_{ij} \right) = \text{基準財政需要額 } MS = \sum_{i=1}^m \left(\sum_{j=1}^n t_j^1 x_{ij} \right) \quad (7)$$

を達成することができるのである。

一般化された算入率と基準財政需要額の調整

これまで議論されたモデルでは、算定項目 j の算入率については地方団体を通じて一定の値 t_j^1 で与えられ、その算定項目の全地方団体について積算した基準財政需要額は $t_j^1 \sum_{i=1}^m x_{ij}$ であった。また全ての算定項目を積算した地方全体の基準財政需要額は $\sum_{j=1}^n \left(t_j^1 \sum_{i=1}^m x_{ij} \right)$ で与えられ、この額が基準財政需要額 MS に等しければマクロとミクロで基準財政需要額が整合的となった。しかし表2からも明らかなように、算定項目 j の算入率が一定の値 t_j^1 である必要はない。ある算定項目 j の算入率が地方団体 i ごとに異なる値 t_{ij}^1 ($i = 1, \dots, m$) であっても

$$\sum_{j=1}^n \left(\sum_{i=1}^m x_{ij} \right) = \text{基準財政需要額 } MS \quad (8)$$

が満たされれば、マクロとミクロの基準財政需要額は整合的となる。このことについては表3によって表すことができる。

表 3 基準財政需要額算定の一般化

	算定項目 1	算定項目 2	...	算定項目 j	...	算定項目 n	合計 1
算入率	t_{i1}^1	t_{i2}^1	...	t_{ij}^1	...	t_{in}^1	
地方団体 1	$t_{11}^1 x_{11}$	$t_{12}^1 x_{12}$	...	$t_{1j}^1 x_{1j}$	...	$t_{1n}^1 x_{1n}$	$\sum_{j=1}^n t_{1j}^1 x_{1j}$
地方団体 2	$t_{21}^1 x_{21}$	$t_{22}^1 x_{22}$	...	$t_{2j}^1 x_{2j}$	...	$t_{2n}^1 x_{2n}$	$\sum_{j=1}^n t_{2j}^1 x_{2j}$
$\vdots$	$\vdots$	$\vdots$	$\vdots$	$\vdots$	$\vdots$	$\vdots$	$\vdots$
地方団体 i	$t_{i1}^1 x_{i1}$	$t_{i2}^1 x_{i2}$	...	$t_{ij}^1 x_{ij}$	...	$t_{in}^1 x_{in}$	$\sum_{j=1}^n t_{ij}^1 x_{ij}$
$\vdots$	$\vdots$	$\vdots$		$\vdots$		$\vdots$	$\vdots$
地方団体 m	$t_{m1}^1 x_{m1}$	$t_{m2}^1 x_{m2}$	...	$t_{mj}^1 x_{mj}$	...	$t_{mn}^1 x_{mn}$	$\sum_{j=1}^n t_{mj}^1 x_{mj}$
合計 2	$\sum_{i=1}^m t_{i1}^1 x_{i1}$	$\sum_{i=1}^m t_{i2}^1 x_{i2}$	...	$\sum_{i=1}^m t_{ij}^1 x_{ij}$	...	$\sum_{i=1}^m t_{in}^1 x_{in}$	

すなわち、表3において、全ての算入率 t_{ij}^1 が任意に選択できるときでも、合計2を積算した額が基準財政需要額 MS に等しければマクロとミクロが整合的となる。また、(7)式に対応した

$$\sum_{j=1}^n \left(\sum_{i=1}^m t_{ij}^1 x_{ij} \right) = \text{基準財政需要額 } MS = \sum_{i=1}^m \left(\sum_{j=1}^n t_{ij}^1 x_{ij} \right) \quad (9)$$

もなりたつことから、各地方団体ごとの基準財政需要額についても、マクロとミクロの基準財政需要額は整合的となる。さらに表3において全ての算入率 t_{ij}^1 が任意に選択できることによって、ある算定項目での地方団体の経費の状況に応じて、表の成分ごとに基準財政需要額への算入率を選択することが可能となるのである。

1.4 基準財政収入額の調整過程

地方団体の税目ごとの地方税収

表4は各地方団体の標準的な地方税収と税目の関係を表したものである。ここで y_{ik} は標準的な地方税収を表している。

地方団体の税目ごとの基準財政収入額

表5は各地方団体の基準財政収入額と税目の関係を表によって表したものである。基準財政収入額は算式

$$\text{基準財政収入額} = \text{算入率} \times \text{地方税収}$$

によって与えられ、表5の成分は地方税収 y_{ik} に税目ごとの算入率 t_k^2 を乗じて求められる。表5の行は、各地方団体の税目ごとの基準財政収入額また列は各税目の地方団体ごとの基準財政収入額からなりたっている。仮説例では、行の数は地方団体数 m に等しく、列の数は税目数 l に等しい。また地方団体は $1 \cdots i \cdots m$ で与えられ、税目は $1 \cdots k \cdots l$ で与えられる。

表 4 交付税算定と標準的な地方税収

	税目 1	税目 2	...	税目 k	...	税目 l	合計 1
地方団体 1	y_{11}	y_{12}	...	y_{1k}	...	y_{1l}	$\sum_{k=1}^l y_{1k}$
地方団体 2	y_{21}	y_{22}	...	y_{2k}	...	y_{2l}	$\sum_{k=1}^l y_{2k}$
$\vdots$	$\vdots$	$\vdots$	$\ddots$	$\vdots$		$\vdots$	$\vdots$
地方団体 i	y_{i1}	y_{i2}	...	y_{ik}	...	y_{il}	$\sum_{k=1}^l y_{ik}$
$\vdots$	$\vdots$	$\vdots$		$\vdots$		$\vdots$	$\vdots$
地方団体 m	y_{m1}	y_{m2}	...	y_{mk}	...	y_{ml}	$\sum_{k=1}^l y_{mk}$
合計 2	$\sum_{i=1}^m y_{i1}$	$t_2^2 \sum_{i=1}^m y_{i2}$	...	$\sum_{i=1}^m y_{ik}$	...	$\sum_{i=1}^m y_{il}$	

表 5 交付税算定と基準財政収入額

	税目 1	税目 2	...	税目 k	...	税目 l	合計 1
算入率	t_1^2	t_2^2	...	t_k^2	...	t_l^2	
地方団体 1	$t_1^2 y_{11}$	$t_2^2 y_{12}$	...	$t_k^2 y_{1k}$	...	$t_l^2 y_{1l}$	$\sum_{k=1}^l t_k^2 y_{1k}$
地方団体 2	$t_1^2 y_{21}$	$t_2^2 y_{22}$	...	$t_k^2 y_{2k}$	...	$t_l^2 y_{2l}$	$\sum_{k=1}^l t_k^2 y_{2k}$
$\vdots$	$\vdots$	$\vdots$	$\vdots$	$\vdots$	$\vdots$	$\vdots$	$\vdots$
地方団体 i	$t_1^2 y_{i1}$	$t_2^2 y_{i2}$	...	$t_k^2 y_{ik}$	...	$t_l^2 y_{il}$	$\sum_{k=1}^l t_k^2 y_{ik}$
$\vdots$	$\vdots$	$\vdots$	$\vdots$	$\vdots$	$\vdots$	$\vdots$	$\vdots$
地方団体 m	$t_1^2 y_{m1}$	$t_2^2 y_{m2}$	...	$t_k^2 y_{mk}$	...	$t_l^2 y_{ml}$	$\sum_{k=1}^l t_k^2 y_{mk}$
合計 2	$t_1^2 \sum_{i=1}^m y_{i1}$	$t_2^2 \sum_{i=1}^m y_{i2}$	...	$t_k^2 \sum_{i=1}^m y_{ik}$	...	$t_l^2 \sum_{i=1}^m y_{il}$	

最終列の合計 1 は各地方団体の基準財政収入額を積算した額を表し、最終行の合計 2 は各税目の基準財政収入額を積算した額を表している。したがって合計 1 を全ての地方団体について縦に積算すると地方全体の基準財政収入額の合計が $\sum_{i=1}^m \left(\sum_{k=1}^l t_k^2 y_{ik} \right)$ として求められ、また合計 2 を全ての税目について横に積算すると税目全体の基準財政収入額の合計が $\sum_{k=1}^l \left(t_k^2 \sum_{i=1}^m y_{ik} \right)$ として求められる。ところでこれらの合計については表の性質から

$$\sum_{i=1}^m \left(\sum_{k=1}^l t_k^2 y_{ik} \right) = \sum_{k=1}^l \left(t_k^2 \sum_{i=1}^m y_{ik} \right) \quad (10)$$

がなりたつ。すなわち合計 1 について全ての地方団体を積算し、合計 2 について全ての税目を積算するとその合算額は互いに等しい。これは (10) 式の右辺と左辺がともに表の全ての成分を積算した値となっているためである。

算入率による基準財政収入額の調整

(10) 式で示された基準財政収入額の合算額は地方財政計画で決定されるマクロの基準財政収入額 MS に対応している。国は算入率 t_k^2 を政策変数として操作することで税目ごとの合算額 $t_k^2 \sum_{i=1}^m y_{ik}$ を調整して地方全体の合算額 $\sum_{k=1}^l \left(t_k^2 \sum_{i=1}^m y_{ik} \right)$ が基準財政収入額 MS に等しくなるよう調整することができる。同時に (10) 式がなりたつため各地方団体で算定された基準財政収入額を全ての地方団体を積算した合算額も自ずと基準財政収入額 MS に等しくなる。つまり、

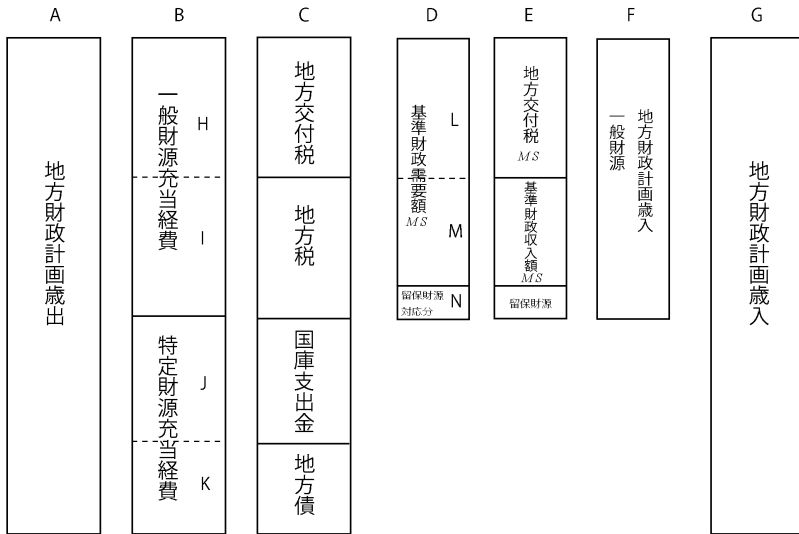
$$\sum_{k=1}^l \left(t_k^2 \sum_{i=1}^m y_{ik} \right) = \text{基準財政収入額 } MS = \sum_{i=1}^m \left(\sum_{k=1}^l t_k^2 y_{ik} \right) \quad (11)$$

がなりたつ。

1.5 算入率による基準財政需要額の算定まとめ

図 3 は、説明のために図 1 と図 2 を合わせ、あらためて一つの図として示したものである。算入率による基準財政需要額の算定と調整について、これまでの議論をまとめると、その算定過程は、(1) 図 3 図 A の地方財政計画歳出から図

図 3 地方財政計画と地方交付税の調整



(出所) 筆者作成

B の一般財源充当経費の額と図 D の基準財政需要額 MS を求める過程と, (2) 各地方団体の基準財政需要額の合算額を基準財政需要額 MS に等しくなるよう算入率を調整する過程に分けられる。

一般財源充当経費の算定

(1) の過程では, 第 1 に地方財政計画歳出から特定財源充当経費が控除されて, 図 B のマクロの一般財源充当経費が求められ, 第 2 に一般財源充当経費から地方税における留保財源分が控除されて図 D の基準財政需要額 MS が算定される。その結果, マクロの地方交付税 MS と整合的な地方のあるべき合算額としての基準財政需要額が基準財政需要額 MS として求められる。

算入率による基準財政需要額の調整とマクロとミクロの整合性

政府は、(2)の調整過程で、全ての算定項目について積算した基準財政需要額を基準財政需要額 MS に等しくなるよう、算入率を算定項目ごとに調整する。すなわち表2において、条件

$$\sum_{j=1}^n \left(t_j^1 \sum_{i=1}^m x_{ij} \right) = \text{基準財政需要額 } MS = \sum_{i=1}^m \left(\sum_{j=1}^n t_j^1 x_{ij} \right)$$

が満足され、マクロとミクロの基準財政需要額が整合的となるよう算入率 t_j^1 が調整される。第1項と第3項は基準財政需要額の地方団体の総額を表し、この値が基準財政需要額 MS すなわち図3図DのL+Mに等しいことを表している。また、より一般化された表3では、同様に

$$\sum_{j=1}^n \left(\sum_{i=1}^m t_{ij}^1 x_{ij} \right) = \text{基準財政需要額 } MS = \sum_{i=1}^m \left(\sum_{j=1}^n t_{ij}^1 x_{ij} \right)$$

が満足されるよう算入率 t_{ij}^1 が調整される。

算入率の調整と財源保障

図3図BのH+Iと図DのL+Mを比べると、マクロの基準財政需要額 MS は一般財源充当経費よりも留保財源対応分 N だけ少額となっている。したがって、地方交付税によるミクロの財源保障については、少なくとも一部の一般財源充当経費において、基準財政需要額への算入率が100%未満となる。別言すれば、上記のマクロの制約によって、政府は一部の事業について算定項目の算入率を100%未満とせねばならない。

このようにマクロの制約のもとでミクロの財源保障の程度は決められるが、地方交付税制度の財源保障は、事業に係わる財源保障と地方団体に係る財源保障の2種類に分類することができる。前者の事業に係わる財源保障の程度は当該事業の必要度に依存し、算定項目の事業が地方団体にとってどの程度必要かによって決められる。一方、後者の地方団体に係る財源保障は、各算定項目ごとの一般財源充当経費について、その事業の必要度とともに各地方団体の

経費の状況が平均的な地方団体の経費からどの程度乖離しているかによって程度と仕方が決められる。

表2で一定の算入率を乗ずることで求められる基準財政需要額は、前者の事業に係わる財源保障に関係し、政府が算定項目ごとの算入率 t_j^1 を選択することを通じて、事業に係わる平均的な財源保障の程度を選択している。また一定の算入率によって算定される基準財政需要額は、単位費用×測定単位によって算定される基準財政需要額の基本的部分に対応している。一方、後者の地方団体に係る財源保障は、基準財政需要額の基本部分に乘じられる補正係数の影響、すなわち基準財政需要額の補正部分に対応している。後者の保障は表3の一般化された算定率によって表され、地方交付税制度では単位費用×(測定単位×補正係数)の補正係数の項目によってその程度が決められている。

第2節 地方交付税制度と基準財政需要額算定の考え方

第1節では、簡単なモデルを用いて、算定項目ごとの算入率を調整することで基準財政需要額のマクロとミクロの整合性が達成されることについて検討した。ところで地方交付税制度の運用では、基準財政需要額は単位費用、測定単位、補正係数を乗ずることで算定されている。第2節では、単位費用、測定単位、補正係数による算定過程について、測定単位を説明変数として単位費用がどのように算定され、また補正係数がどのような役割を担っているかについて考察する。

2.1 単位費用と測定単位による基準財政需要額の算定

地方財政計画歳出での算定

あるべき一般財源所要額として基準財政需要額を算定する過程は、毎年度の予算編成過程における地方財政計画歳出から始まる。地方財政計画歳出は「地方財政計画においては、毎年度のあるべき地方行政水準、行財政制度の改正に伴う経費の増減等を、標準的な姿で歳出に積算し、一方、経済の動向、税財政制度の改正等を盛り込んで当該年度の収入見込額を歳入に計上し、その収支の

状況を明らかにしたうえで国としての地方財源対策を決定し、地方団体の財源保障を行っている。」(石原, 2016, 200 頁)と述べられているように、あるべき地方行政水準を提供するために必要な経費を歳出として計上したものである。また「地方団体の当該年度における実際の収支見込額を推測するものではなくて、客観的に推測される通常の水準における経費と収入を都道府県、市町村を通ずる純計の形において掲げ、その間における均衡状況を示すものである」(石原, 2016, 200 頁)と述べられているように、地方財政計画の歳出歳入額は通常の水準における収支見込額を計上している。図3 図Aの地方財政計画歳出は、このように地方の経費を推測し、毎年度の予算編成過程において歳出として計上したものである。

マクロの地方交付税額が、財源不足額を補う財源として計上されている地方財政計画において、どのような地方行政に係わる経費を歳出に計上するか、どの程度の行政水準を標準として計上するかなど、地方財政計画歳出に係わる多くの課題が指摘されている。本稿では、地方財政計画にこのような課題が指摘されていることを認めたくえて、本稿の目的が地方交付税制度の枠組みと運用を論じることにあることから、地方財政計画歳出が図3 図Aのように計上されたと仮定して議論を先に進めることとする。

一般財源充当経費の基本部分の算定⁷⁾

第1節で論じたモデルでは、表1において全ての一般財源充当経費が既知であると仮定して、表2あるいは表3の基準財政需要額を求めた。しかし、実際の算定では一般財源充当経費は必ずしも既知として与えられていない。あるいは全ての地方団体について算定項目ごとの一般財源充当経費を算定することは現実的でない。地方交付税制度では、以下に述べるように、実行可能で簡便な

7) 行政項目と測定単位については石原(2016, 251-272 頁)で詳細に論じられている。図3 図Aの地方財政計画歳出を踏まえ、地方交付税の算定では、地方団体の一般財源充当経費を適切に算定するために行政需要を部門別に分けている。本稿では、このように分けられた行政需要の部門を算定項目と呼んでいる。具体的な交付税算定項目については石原(2016, 252-253 頁)を参照せよ。

方法によって一般財源充当経費の算定がなされているのである。

地方団体の一般財源充当経費を表す表1において、第 j 列の成分は算定項目 j の一般財源充当経費を表しているが、地方交付税制度を分析するときには、この成分は基本部分と補正部分に分けて検討することができる。本稿では、測定単位を説明変数としたとき、原点を通る直線で表すことができる部分を一般財源充当経費の基本部分と呼び $\hat{x}_{ij}$ で表す。また直線では表せない x_{ij} と $\hat{x}_{ij}$ の残差の部分を一般財源充当経費の補正部分と呼び $\bar{x}_{ij}$ で表す。したがって、表1の第 j 列の成分すなわち算定項目 j の各地方団体の一般財源充当経費 x_{ij} は、基本部分と補正部分によって $x_{ij} = \hat{x}_{ij} + \bar{x}_{ij}$ と表すことができる。

一般財源充当経費の算定では、各地方団体の基本部分 $\hat{x}_{ij}$ は測定単位を説明変数として直線上の点として推測し、直線の傾きにそれぞれの測定単位を乗ずることによって算定される⁸⁾。表6は、算定項目ごとに各地方団体の基本部分 $\hat{x}_{ij}$ を列の成分として並べたものである。

表1と表6の算定項目 j の成分は、図4においてそれぞれ一般財源充当経費2と一般財源充当経費1として表すことができる。すなわち、一般財源充当経費の基本部分の定義から、ある算定項目 j の一般財源充当経費 x_{ij} が図4の曲線ADG上の点として表されるとき、基本部分 $\hat{x}_{ij}$ は原点を通る直線ODF上の点として表される。このとき一般財源充当経費の基本部分を表す直線ODFは β を傾きとする1次関数

$$\hat{x} = \beta \times q \quad (12)$$

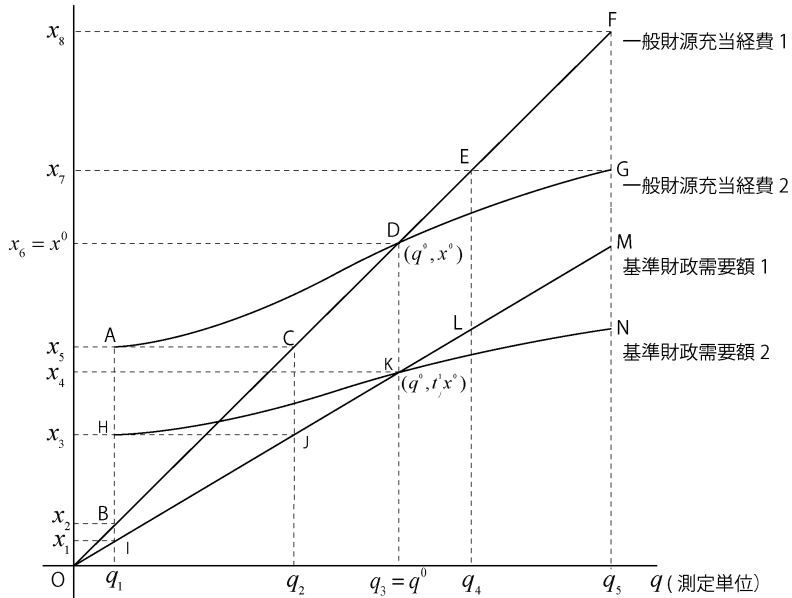
によって表される。

地方交付税制度の運用では、この直線の傾き β は標準団体の測定単位の値 q^0 と一般財源充当経費の値 x^0 を用いて算定される。一般財源充当経費の各地方団体の基本部分は、図4のD点が標準団体の一般財源充当経費と測定単位の値であるとき、測定単位の値 q^0 と一般財源充当経費の値 x^0 の座標 (q^0, x^0) をと

8) 一般財源充当経費を直線で推測するとき、測定単位は一般財源充当経費と高い相関関係にある変数が選択される。

図4 一般財源充当経費，基準財政需要額と測定単位のイメージ

x (一般財源充当経費，基準財政需要額)



(出所) 筆者作成

おる直線 ODF 上の点として表される。また一般財源充当経費の基本部分を表す直線の傾き β は，標準団体の一般財源充当経費の値 x^0 と測定単位の値 q^0 を (12) 式に代入することで

$$\beta = \frac{x^0}{q^0} \quad (13)$$

として求められる。結果として，図4において標準団体の一般財源充当経費は直線 ODF 上にありまた基本部分の値に等しいため，標準団体では $x_{ij} = \hat{x}_{ij} = x^0$ になりたっている。また，表6の第 j 列に示されている，各地方団体の一般財源充当経費の基本部分 $\hat{x}_{ij}$ は，傾き β に地方団体ごとの測定単位 q_{ij} の値を乗ずることで算定される。

表 6 一般財源充当経費の基本部分

	算定項目 1	算定項目 2	...	算定項目 j	...	算定項目 n	合計 1
地方団体 1	$\hat{x}_{11}$	$\hat{x}_{12}$	...	$\hat{x}_{1j}$	...	$\hat{x}_{1n}$	$\sum_{j=1}^n \hat{x}_{1j}$
地方団体 2	$\hat{x}_{21}$	$\hat{x}_{22}$	...	$\hat{x}_{2j}$	...	$\hat{x}_{2n}$	$\sum_{j=1}^n \hat{x}_{2j}$
$\vdots$	$\vdots$	$\vdots$	$\ddots$	$\vdots$		$\vdots$	$\vdots$
地方団体 i	$\hat{x}_{i1}$	$\hat{x}_{i2}$	...	$\hat{x}_{ij}$	...	$\hat{x}_{in}$	$\sum_{j=1}^n \hat{x}_{ij}$
$\vdots$	$\vdots$	$\vdots$		$\vdots$		$\vdots$	$\vdots$
地方団体 m	$\hat{x}_{m1}$	$\hat{x}_{m2}$	...	$\hat{x}_{mj}$	...	$\hat{x}_{mn}$	$\sum_{j=1}^n \hat{x}_{mj}$
合計 2	$\sum_{i=1}^m \hat{x}_{i1}$	$\sum_{i=1}^m \hat{x}_{i2}$	...	$\sum_{i=1}^m \hat{x}_{ij}$	...	$\sum_{i=1}^m \hat{x}_{in}$	

単位費用，測定単位，補正係数による基準財政需要額の算定

第1節で，基準財政需要額は一般財源充当経費に算入率を乗じて算定された。それに対し，地方交付税制度では，基準財政需要額は単位費用，測定単位，補正係数を乗じて求められる。基準財政需要額の算定におけるこの二面性はどのように説明されるのか，また図4によってどのように統一的に示することができるのだろうか。

地方交付税制度では，各算定項目の基準財政需要額は，算式

$$\text{基準財政需要額} = \text{単位費用} \times (\text{測定単位} \times \text{補正係数}) \quad (14)$$

によって算定され⁹⁾，また各地方団体の基準財政需要額は，算式

$$\text{基準財政需要額} = \sum \text{各算定項目ごとの} \{ \text{単位費用} \times (\text{測定単位} \times \text{補正係数}) \} \quad (15)$$

によって算定される¹⁰⁾。すなわち，各算定項目ごとの基準財政需要額は単位費用，測定単位，補正係数を乗じることで算定され，各地方団体の基準財政需要額はそれらを全ての算定項目について積算して求められる。

算定項目 j における地方団体 i の単位費用を p_j ，測定単位を q_{ij} ，補正係数を s_{ij} とすると，基準財政需要額 D_{ij} は，

$$D_{ij} = p_j \times (q_{ij} \times s_{ij}) \quad (16)$$

と記述され，地方団体 i の基準財政需要額 D_i は，全ての算定項目を積算した，

$$\begin{aligned} D_i &= \sum_j D_{ij} \\ &= \sum_j p_j \times (q_{ij} \times s_{ij}) \end{aligned} \quad (17)$$

9) (14) 式は，測定単位に補正係数を乗じた部分を括弧で括っていることに注意が必要である。

10) 単位費用，測定単位，補正係数等による基準財政需要額の算定については，石原(2016, 272 頁)で詳細に説明されている。

で与えられる。表7は、全ての成分が(16)式で表される基準財政需要額 D_{ij} からなる表である。

次に、基準財政需要額 D_{ij} の単位費用 $\times$ 測定単位によって算定される基本部分 $\hat{D}_{ij}$ について考えてみよう。測定単位を説明変数として、直線上の点として推測される基本部分 $\hat{D}_{ij}$ は、(16)式の補正係数を全て $s_{ij} = 1$ ($i = 1, \dots, m$) とした、

$$\hat{D}_{ij} = p_j \times q_{ij} \quad (18)$$

によって与えられる。したがって(18)式で与えられる基本部分を表す直線を図4において直線OKMとすると、その傾きは単位費用 p_j である。一方、測定単位によって直線で推測できない、補正部分を加味した基準財政需要額 D_{ij} は、(16)式のように単位費用、測定単位に補正係数 s_{ij} を乗じることで算定され、図4の曲線HKMのように表される。単位費用、測定単位、補正係数によって基準財政需要額が算定されるとき、この(18)式で表される直線からの乖離分 $\bar{D}_{ij} = D_{ij} - \hat{D}_{ij}$ を基準財政需要額における補正部分と呼び、一般財源充当経費の補正部分 $\bar{x}_{ij}$ を勘案しながら s_{ij} によって補正されて求められる。

基準財政需要額の基本部分の算定

算定項目 j の各地方団体の一般財源充当経費の基本部分は、表6第 j 列の値 $\hat{x}_{ij}$ として与えられ、図4では標準団体の座標 (x^0, q^0) を通り、傾き x^0/q^0 の直線ODF上の点であった。このとき各地方団体の基準財政需要額の基本部分は、一般財源充当経費の基本部分 $\hat{x}_{ij}$ に算入率 t_j^1 を乗じて算定され、表8第 j 列の成分 $t_j^1 \hat{x}_{ij}$ として表される。

ところで一般財源充当経費の基本部分を表す直線は、(12)式と(13)式から、

$$\hat{x} = \frac{x^0}{q^0} q \quad (19)$$

で表される。また各地方団体の基準財政需要額の基本部分は、一般財源充当経費の基本部分に算入率を乗じて導出されるから、(19)式を基準財政需要額の基本部分 $t_j^1 \hat{x}$ に代入すると、基準財政需要額の基本部分を表す直線OKMが

表7 単位費用，測定単位，補正係数による基準財政需要額

	算定項目 1	算定項目 2	...	算定項目 j	...	算定項目 n	合計 1
単位費用	p_1	p_2	...	p_j	...	p_n	
地方団体 1	$p_1 q_{11} s_{11}$	$p_2 q_{12} s_{12}$	...	$p_j q_{1j} s_{1j}$	...	$p_n q_{1n} s_{1n}$	$\sum_{j=1}^n p_j q_{1j} s_{1j}$
地方団体 2	$p_1 q_{21} s_{21}$	$p_2 q_{22} s_{22}$	...	$p_j q_{2j} s_{2j}$	...	$p_n q_{2n} s_{2n}$	$\sum_{j=1}^n p_j q_{2j} s_{2j}$
$\vdots$	$\vdots$	$\vdots$	$\vdots$	$\vdots$	$\vdots$	$\vdots$	$\vdots$
地方団体 i	$p_1 q_{i1} s_{i1}$	$p_2 q_{i2} s_{i2}$	...	$p_j q_{ij} s_{ij}$	...	$p_n q_{in} s_{in}$	$\sum_{j=1}^n p_j q_{ij} s_{ij}$
$\vdots$	$\vdots$	$\vdots$	$\vdots$	$\vdots$	$\vdots$	$\vdots$	$\vdots$
地方団体 m	$p_1 q_{m1} s_{m1}$	$p_2 q_{m2} s_{m2}$	...	$p_j q_{mj} s_{mj}$	...	$p_n q_{mn} s_{mn}$	$\sum_{j=1}^n p_j q_{mj} s_{mj}$
合計 2	$\sum_{i=1}^m p_1 q_{i1} s_{i1}$	$\sum_{i=1}^m p_2 q_{i2} s_{i2}$	...	$\sum_{i=1}^m p_j q_{ij} s_{ij}$	...	$\sum_{i=1}^m p_n q_{in} s_{in}$	

表 8 基準財政需要額の基本部分

	算定項目 1	算定項目 2	...	算定項目 j	...	算定項目 n	合計 1
算入率	t_1^1	t_2^1	...	t_j^1	...	t_n^1	
地方団体 1	$t_1^1 \hat{x}_{11}$	$t_2^1 \hat{x}_{12}$	...	$t_j^1 \hat{x}_{1j}$	...	$t_n^1 \hat{x}_{1n}$	$\sum_{j=1}^n t_j^1 \hat{x}_{1j}$
地方団体 2	$t_1^1 \hat{x}_{21}$	$t_2^1 \hat{x}_{22}$	...	$t_j^1 \hat{x}_{2j}$	...	$t_n^1 \hat{x}_{2n}$	$\sum_{j=1}^n t_j^1 \hat{x}_{2j}$
$\vdots$	$\vdots$	$\vdots$	$\vdots$	$\vdots$		$\vdots$	$\vdots$
地方団体 i	$t_1^1 \hat{x}_{i1}$	$t_2^1 \hat{x}_{i2}$	...	$t_j^1 \hat{x}_{ij}$	...	$t_n^1 \hat{x}_{in}$	$\sum_{j=1}^n t_j^1 \hat{x}_{ij}$
$\vdots$	$\vdots$	$\vdots$		$\vdots$		$\vdots$	$\vdots$
地方団体 m	$t_1^1 \hat{x}_{m1}$	$t_2^1 \hat{x}_{m2}$	...	$t_j^1 \hat{x}_{mj}$	...	$t_n^1 \hat{x}_{mn}$	$\sum_{j=1}^n t_j^1 \hat{x}_{mj}$
合計 2	$t_1^1 \sum_{i=1}^m \hat{x}_{i1}$	$t_2^1 \sum_{i=1}^m \hat{x}_{i2}$	...	$t_j^1 \sum_{i=1}^m \hat{x}_{ij}$	...	$t_n^1 \sum_{i=1}^m \hat{x}_{in}$	

$$t_j^1 \hat{x} = t_j^1 \frac{x^0}{q^0} q = \frac{t_j^1 x^0}{q^0} q \quad (20)$$

と求められる。(20)式は、一般財源充当経費に算入率を乗じて得られた、直線 OKM で表される基準財政需要額の基本部分 $t_j^1 \hat{x}$ を、(18)式における単位費用と測定単位によって表した式となっている。別言すれば、算入率と一般財源充当経費によって算定される基準財政需要額の基本部分を、単位費用と測定単位によって表示したときの関係式を示している。このとき、単位費用は

$$p_j = \frac{t_j^1 x^0}{q^0} \quad (21)$$

で与えられる。ここで右辺の分子の値は標準団体の基準財政需要額の値で、単位費用 p_j が標準団体の基準財政需要額を標準団体の測定単位の値で除することによって求められていることが分かる。このことから、表 8 第 j 列の成分として表される各地方団体の基準財政需要額の基本部分は、図 4 の K 点で示される標準団体の測定単位と基準財政需要額の座標 $(q^0, t_j^1 x^0)$ を通る直線 OKM 上の点として表されることが分かる。

このように各地方団体の一般財源充当経費の基本部門が標準団体の値を通る直線上の点によって表されるならば、各地方団体の基準財政需要額の基本部門も標準団体の値を通る直線によって示すことが可能となる。このとき算定項目の単位費用は、標準団体の基準財政需要額を測定単位によって除することで求められる。また、各地方団体の基準財政需要額の基本部分は、求められた単位費用に各地方団体の測定単位を乗ずることで簡便に算定される。

わが国の地方交付税の算定過程でも、後述するように標準団体について事業費から特定財源充当経費を控除し、算入率を乗じて標準団体の基準財政需要額を求めた上で、(21)式を用いて算定項目の単位費用を算定している。また、表 8 の第 j 列の各成分で示される各地方団体の基準財政需要額の基本部分は、算入率 t_j^1 の値から求められた単位費用に地方団体の測定単位を乗ずることによって算定されるのである。

2.2 補正係数の役割

地方交付税制度では、基準財政需要額の基本部分が上のように求まると、基準財政需要額の第 2 の算定過程として補正部分が算定される。前述のごとく表 3 のように算定項目 j の算入率 t_{ij}^1 が一定の値をとらないとき、表 7 の第 j 列の成分については $s_{ij} \neq 1$ が対応する。このような場合、地方交付税の算定では、単位費用を一定として基本部分が直線として推測された後、直線 pq から乖離する残差部分について測定単位に補正係数 $s_{ij} \neq 1$ を乗ずることで調整される。すなわち一般財源充当経費での残差 $\bar{x}_{ij}$ を勘案しつつ、

$$t_{ij}^1 x_{ij} = p_j (q_{ij} s_{ij}) \quad (22)$$

の左辺をもとに補正係数 $s_{ij} \neq 1$ によって調整するのである。

例えば規模の利益によって、地方団体の一般財源充当経費が図 4 のように曲線 ADG つまり一般財源充当経費 2 として与えられ、一般財源充当経費の基本部分として推測された直線 ODF から大きく乖離したとき、基準財政需要額も基準財政需要額の基本部分として推測される直線 OKM 上の点と異なった、例えば曲線 HKN で与えられる。この場合、基準財政需要額の算定について別途調整が必要となる。このように各地方団体の基準財政需要額が、一般財源充当経費に算入率 t_j^1 を乗じて導出されるあるいは単位費用に測定単位を乗じて導出される基準財政需要額の基本部分 OKM から乖離した曲線 HKN 上の点として与えられる場合、地方交付税の算定では基準財政需要額 1 から補正係数によって基準財政需要額 2 への補正がなされている。

このとき補正係数の役割を図 4 によって示すと次のように説明される。例えば、ある地方団体の測定単位が q_1 であったとする。このとき補正係数によって補正がなされないならば、あるべき財政需要額である基準財政需要額は x_1 として算定される。しかし当該地方団体の実際の一般財源充当経費の値は B 点に対応した x_2 ではなく A 点の x_5 で与えられ、その値に算入率を乗じたあるべき基準財政需要額は基準財政需要額 2 上の値 x_3 となる。したがって正しい

基準財政需要額 x_3 を求めるために、測定単位の値 q_1 に補正係数を乗ずることで測定単位の値を q_2 に補正し、単位費用を乗じた値が J 点に対応した x_3 となるようにしている。これが上記の算式 (14) 式における括弧の中に示される (測定単位 $\times$ 補正係数) の意味である。すなわち算式 (14) 式は補正係数によって測定単位を補正することで基準財政需要額 2 に対応した基準財政需要額 1 の値への補正を行っている。このことによって単位費用は当該算定項目について一定であることが維持され、測定単位ごとに単位費用を補正することが必要とされないため、単位費用の算定については以降論じるような簡便な方法がとられている。

第 3 節 わが国の地方交付税制度の運用と基準財政需要額の算定¹¹⁾

第 1 節と第 2 節では、簡単なモデルと図によって地方交付税制度の基本構造を中心に考察した。本節では、前節までの議論を踏まえ、わが国の地方交付税制度が実際にどのように運用され、各地方団体の基準財政需要額がどのように算定されているかを検証する¹²⁾。

3.1 標準団体の一般財源充当経費と基準財政需要額

最初に、標準団体がいかなる団体であるか考えてみたい。「単位費用は、道府県又は市町村ごとに、標準的条件を備えた地方団体又は標準的な施設について算定される」(石原, 2016, 273 頁) と述べられているとおり、標準団体は、各算定項目において標準的な条件を備え、単位費用が算定されるときに基準となる地方団体または施設である。すなわち単位費用は標準団体の値を用いて算定されるのである。また基準とされる「標準的条件とは、具体的には人口、面積、人口密度、その他行政規模等が道府県や市町村の中で平均的なものであるとい

11) 本節の詳細については石原 (2016, 第 2 編) を参照せよ。

12) 本節では、一般財源充当経費と基準財政需要額の基本部分のみを検討の対象としているため、煩雑さを避ける意味から、一般財源充当経費と基準財政需要額での用語「基本部分」を省略する。また記号についても、 $\hat{x}_{ij}$ の代わりに x_{ij} を基本部分を表す記号として用いることとする。

うこと、また、自然条件、地理的条件、産業構造等が特異なものではないということ（すなわち、寒冷補正の適用がなく、また、都市化の程度が平均的なものであること）、人口急増団体でも人口急減団体でもないということである。」を意味している。現在標準団体として、道府県の場合には人口170万人、面積6,500km²の県が、市町村の場合には人口10万人、面積210km²の市が指定されている（石原, 2016, 273-274 頁）。

地方交付税制度では、ある算定項目 j の事業について、標準団体の一般財源充当経費が与えられると、各地方団体の一般財源充当経費はそれぞれの測定単位によって決定される。なぜなら図4からも明らかなように、直線 ODF 上の標準団体の測定単位と一般財源充当経費の値が与えられると、直線 ODF は一意に決定され、直線 ODF 上にある各地方団体の一般財源充当経費もそれぞれの測定単位の値によって決定される。また一般財源充当経費に算入率を乗じて得られる全ての地方団体の基準財政需要額も決定される。このように、地方交付税制度は標準団体と呼ばれる地方団体を算定の基準としているのである。

図4において標準団体の測定単位が q_3 のとき一般財源充当経費が D 点の x_6 で与えられるとしよう。この標準団体の一般財源充当経費は、わが国の地方交付税制度でいかに算定されるのであろう。いま算定項目 j の事業の経費総額が、地方財政計画の歳出において X として与えられるとする。もし算定項目 j に係わる特定財源の地方債と国庫支出金の地方の総額も与えられているならば、一般財源充当経費の総額 $\sum_{i=1}^m x_{ij}$ は

$$\sum_{i=1}^m x_{ij} = \text{総事業費 } X - (\text{地方債} + \text{国庫支出金}) \quad (23)$$

として求められる。このとき図4のD点で示される標準団体の一般財源充当経費の値 x_6 は、一般財源充当経費の総額 $\sum_{i=1}^m x_{ij}$ を全国の測定単位の合計に対する標準団体の測定単位の割合によって按分し、

$$x_6 = \text{一般財源充当経費の総額} \sum_{i=1}^m x_{ij} \times \frac{\text{標準団体の測定単位の値}}{\text{全国の測定単位の合計}} \quad (24)$$

によって求められるであろう。

また、K 点の標準団体の基準財政需要額 x_4 は、標準団体の一般財源充当経費 x_6 に算入率 t_j^1 を乗じた値 $t_j^1 x_6$ であるので、単位費用は算式

$$\text{単位費用} = \frac{t_j^1 x_6}{q_3} \quad (25)$$

によって求められる。算定項目 j の各地方団体の基準財政需要額は、この単位費用に各地方団体の測定単位を乗ずることで算定される。すなわち各地方団体の基準財政需要額は、周知の算式

$$\text{各地方団体の基準財政需要額} = \text{単位費用} \times \text{測定単位の値} \quad (26)$$

によって算定される。なお標準団体は実際に存在する地方団体である必要はなく、標準的な条件を満たす地方団体であればよい。このように標準団体とは、直線 ODF と直線 OKM のパラメータを算定するために用いられる、基準となる標準的な団体といえる。

3.2 単独事業での算定過程と仮説例による説明

上で述べた地方交付税制度の算定過程を、地方単独事業である道路橋りょう費__道路改築分を仮説例として検討する。

標準団体の一般財源充当経費の算定

表 9 は、都道府県分の単独事業（道路橋りょう費__道路改築分）を仮説例として、標準団体の一般財源充当経費と基準財政需要額の算定のイメージを表わしたものである。表 9 において、都道府県分の単独事業（道路橋りょう費__道路改築分）の経費が全国総額で 5,000 億円、地方が負担する地方費も全国で 5,000 億円であったとする。またこの単独事業の地方経費の財源として、地方債が地方全体で総額 3,000 億円新規発行されると、一般財源充当経費の総額は 2,000 億円である¹³⁾。

13) 表 1 の各成分を地方全体で積算した合計 2 の値 $\left(\sum_{i=1}^m x_{ij}\right)$ に対応する額が 2,000 億円となる。

表 9 単独事業（道路橋りょう費__道路改築分）算定のイメージ

都道府県分 (単位：億円)

	事業費 (全国総額)				修正後 一般財源 C (B × D)	算入率 (%) D
		地方費	地方債	一般財源		
			A	B		
令和元年度	5,000	5,000	3,000	2,000	1,400	70.0

$$140,000 \text{ 百万円} \times \frac{\text{標準団体道路延長 } 3,900 \text{ km}}{\text{道路延長全国計 } 181,883 \text{ km}} = 3,002 \text{ 百万円}$$

※ 事業費その他の額・率については仮の数値

(出所) 筆者作成

このとき図 4 における直線 ODF 上の D 点で示される標準団体の一般財源充
当経費 x_6 は、測定単位における全国計に対する標準団体の割合、この場合
には道路延長全国計に対する標準団体道路延長の割合で全体の経費 2,000 億円を
按分することで、

$$\text{標準団体の一般財源充当経費} = 2,000 \text{ 億円} \times \frac{\text{標準団体道路延長}}{\text{道路延長全国計}} \quad (27)$$

のように算定される。仮説例では

$$x_6 = 2,000 \text{ 億円} \times \frac{3,900 \text{ km}}{181,883 \text{ km}} = 4,288 \text{ 百万円} \quad (28)$$

が標準団体の一般財源充当経費の額となる。

標準団体の基準財政需要額の算定

上で述べたとおり、一般財源充当経費の全国の総額 2,000 億円を道路延長全国
計に対する標準団体路道路延長の割合で按分して、標準団体の一般財源充当経

費を求めると 4,288 百万円であった。算入率が 70%であったとすると、この額に算入率 70%を乗ずることで、標準団体の基準財政需要額が 3,002 百万円と算定される。この算定過程は、図 4 において、D 点の標準団体の一般財源充当経費に算入率を乗じ、標準団体の基準財政需要額を直線 OKM 上の K 点の値 x_4 として求めた過程に相応している。すなわち、標準団体の基準財政需要額は算式

$$\text{標準団体の基準財政需要額} = \text{標準団体の一般財源充当経費} \times \text{算入率} \quad (29)$$

$$3,002 \text{ 百万円} = 4,288 \text{ 百万円} \times 70\% \quad (30)$$

によって算定され 3,002 百万円と求められる。

単独事業での算定のイメージまとめ

表 9 は、都道府県分の単独事業（道路橋りょう費__道路改築分）の仮説例について、一般財源充当経費がいかん算定されているか、イメージをまとめたものである。事業費の全国総額 5,000 億円から地方債 3,000 億円が控除されて地方の一般財源の総額 2,000 億円が求められ、次に算入率 70%が乗じられることで全体の基準財政需要額 1,400 億円が求められた。最後に標準団体の基準財政需要額 3,002 百万円が道路延長で按分することで求められた。

地方債を財源とする経費の控除

図 3 図 B では、地方財政計画歳出から特定財源充当経費として地方債 K が控除され一般財源充当経費が求められた。また交付税算定のイメージを示している表 9 においても、地方経費から地方債が控除されることで標準団体の一般財源充当経費が求められた。ここでは地方債を財源とする特定財源充当経費 K が一般財源充当経費の算定過程で何故控除されるかについて考えてみよう。

地方債を財源とする特定財源充当経費の控除について、石原 (2016) は

「特定財源である地方債については、他の特定財源と異なり、控除の対象とされず地方債に見合う額だけ歳出を圧縮する方法をとっている」⁽¹⁾（昭和 30

年度までは法文上は控除対象となる特定財源とされているが、実施の単位費用の積算方法は現在と同様であった。）。地方債は投資的経費にかかる特定財源であるが、最終的には他の財源によってこれを償還しなければならないものであるから、厳密な意味での財源とはいえないので、単位費用の積算上も特定財源としての扱いをしないこととしているのである (2)。これに対応して、基準財政需要額の算定において地方債充当見合い額を除外している経費については、地方債の元利償還の財源を一部は発行許可額又は元利償還額を測定単位の数値としてあるいは事業費補正を通じて、一部は人口面積による投資的経費の包括算入という形で措置している (3)。」(石原, 2016, 280 頁) (下線は筆者)

と述べている¹⁴⁾。後述する国庫支出金等は単位費用の算定において特定財源として控除するのに対し、地方債を財源とする投資的経費に関する算定では、下線部 (1) で述べられているように、一般財源充当経費を算定する過程で歳出から控除される。地方債が特定財源として控除される理由については、下線部 (2) で述べられているように、地方債は投資的経費にかかる特定財源ではあるが厳密な意味での財源とはいえず、将来租税その他の財源をもって償還せねばならないため、地方債を財源とする歳出は控除される。また当該の投資的経費については、地方債を償還する時点で、地方債の元利償還金として地方税を財源とする経費が生じるため、下線部 (3) で述べられているとおり、地方債充当見合い額を除外している経費については、地方債の元利償還の財源を、一部は発行許可額又は元利償還額を測定単位の数値としてあるいは事業費補正を通じて、一部は人口面積による投資的経費の包括算入という形で措置している。すなわち一般財源充当経費として公債費が計上され、その一部は地方税によってまた一部は基準財政需要額に算入されることで地方交付税によって財源措置がなさ

14) 石原 (2016, 280 頁) では、下線部 (1) のように「控除」と「歳出を圧縮」を厳密に分けて論じている。「控除」は単位費用の算定における標準的な歳出より控除する項目を表し、「歳出を圧縮」は標準的な歳出を算定される前に事業費から控除される項目を表している。前者には地方債の新規発行額と留保財源額等が、後者には国庫支出金の額等が入る。本稿では特に区別せず全てに「控除」の用語を用いている。

れる。このように地方財政計画歳出から地方債を財源とする特定財源充当経費 K が控除され一般財源充当経費の算定がなされる。

留保財源対応分経費の控除と基準財政需要額の算定

図3図Bでは、地方財政計画歳出から特定財源充当経費 J+K が控除されることで一般財源充当経費が算定され、その後留保財源対応分が控除されて基準財政需要額 MS が図3図Dの L+M として算定された。また一般財源充当経費、基準財政需要額と測定単位の間係を示した図4では、標準団体の基準財政需要額 K は一般財源充当経費に算入率を乗じて求められた。また表9で示された地方交付税制度での単独事業（道路きょうりょう費__道路回収分）の算定では、一般財源充当経費 B 欄の値に D 欄の算入率 70% が乗じられて、C 欄の修正後一般財源として基準財政需要額の総額が求められた。このように実際の地方交付税算定においても、留保財源の扱いあるいは基準財政需要額の算定について、図3図Bと同様の算定がなされている。

この留保財源の扱いについて、石原は

「留保財源について特定財源として歳出から控除する方法によらず、留保財源相当額だけ標準予算における単独事業費等の歳出規模を圧縮する方法がとられている。」(石原, 2016, 279 頁)

と述べ、実際の算定において、留保財源が歳出規模を圧縮することで控除されていることに言及している。モデルで想定された算定と同様に、実際の制度でも地方財政計画歳出に対応する標準団体での歳出規模を圧縮することで基準財政需要額が算定されているのである。

また歳出規模の圧縮については

「歳出規模の圧縮に当たっては、義務的経費、弾力性の乏しい経費については 100% ないしこれに近い水準を確保することとし、非義務的経費、地方単独事業等弾力のある経費については算入率を低くすることによって全体としての

調整を図ることとしている。」(石原, 2016, 280 頁)

と述べられている。

単位費用の定義と算式

単位費用は図4で直線OKMの傾きとして与えられた。前述のごとく標準団体の基準財政需要額の値によってこの傾きが与えられ、全ての地方団体の基準財政需要額は、単位費用にそれぞれの測定単位を乗ずることで求められた。この単位費用は、交付税法第2条第6号において次のとおり規定されている(石原, 2016, 273 頁)。

「道府県又は市町村ごとに、標準的条件を備えた地方団体が合理的、かつ、妥当な水準において地方行政を行う場合又は標準的な施設を維持する場合に要する経費を基準として、補助金、負担金、手数料、使用料、分担金その他これらに類する収入及び地方税の収入のうち基準財政収入額に相当するもの以外のものを財源とすべき部分を除いて算定した各測定単位の単位当たりの費用（・・・中略・・・）で、普通交付税の算定に用いる地方行政の種類ごとの経費の額を決定するために、測定単位の数値に乘すべきものをいう。」

すなわち単位費用は各算定項目ごとに算定される測定単位当たりの一般財源所要額で、道府県又は市町村の算定項目ごとに標準的な条件を備えた団体または標準的な規模の施設について次の算式によって算定される¹⁵⁾¹⁶⁾。

$$\text{単位費用} = \frac{\text{標準的な歳出} - \text{国庫支出金等の特定財源}}{\text{測定単位の数値}} \quad (31)$$

15) 単位費用の算定式について、石原(2016, 273 頁)では国庫支出金の代わりに国庫補助負担金が用いられている。本稿では、モデルにおける議論との関連性を考慮し国庫支出金を用いる。単位費用については石原(2016, 272-3 頁)を参照せよ。

16) 単位費用の算式における標準的な歳出は、算定項目における事業費から地方債を財源とする経費を控除した額に算入率を乗じた標準団体の値である。

単独事業での単位費用の算定

単独事業の場合、(31) 式分子の国庫支出金等は財源として計上されない。したがって、(31) 式は

$$\text{単位費用} = \frac{\text{標準的な歳出}}{\text{測定単位の数値}} \quad (32)$$

と変形されて分子の標準的な歳出は基準財政需要額そのものに等しくなる。

道路橋りょう費__道路改築分の仮説例を用いて単位費用を求めてみると、分子の標準団体の基準財政需要額が 3,002 百万円であるので、標準団体道路延長 3,900km で除すと単位費用は 769,743 円と求められる。

すなわち、単位費用は

$$\text{単位費用} = \frac{\text{標準団体の基準財政需要額}}{\text{標準団体道路延長}} \quad (33)$$

$$\text{単位費用} = \frac{3,002 \text{ 百万円}}{3,900 \text{ km}} = 769,743 \text{ 円} \quad (34)$$

によって求められる。無論、この単位費用は図 4 の直線 OKM の傾きに対応し、測定単位である道路延長 1km 当たり、地方団体が措置される基準財政需要額が 769,743 円であることを意味している。別言すれば、地方交付税制度において、地方団体が当該算定項目の行政サービスを提供するために必要となる標準的な経費は、測定単位 1 単位当たり 769,743 円と算定されていることを示している。

3.3 補助事業の算定過程と国庫支出金の扱い

単位費用の算定と国庫支出金の控除

モデルでは、地方財政計画歳出から地方債と国庫支出金からなる特定財源充当が控除されて一般財源充当経費 x_{ij} が算定され、その後算入率が乗じられ基準財政需要額 $t_{ij}^1 x_{ij}$ が求められた。また図 4 ではそれぞれ直線 ODF と直線 OKM によって表された。

これに対し、運用されている地方交付税制度では、表 9 で示したとおり特定財源のうち地方債のみが最初に控除され、国庫支出金については、算式

$$\text{単位費用} = \frac{\text{標準的な歳出} - \text{国庫支出金等の特定財源}}{\text{測定単位の数値}}$$

の分子に示されているとおり、単位費用が算定されるとき特定財源として控除される。このため、地方債と異なり国庫支出金の額は算入率に見合う減額がなされる。この点については、図を用いて以下のように説明される。

国庫支出金額の調整

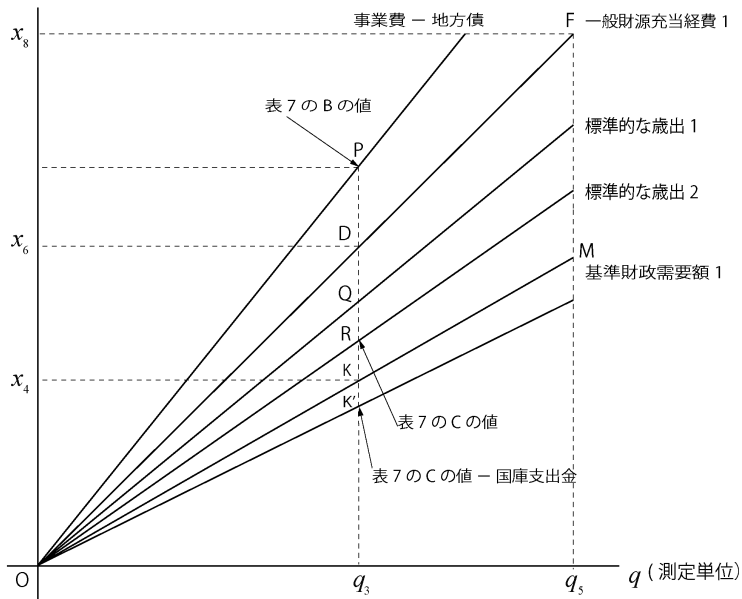
図5は、図4から補正係数に係わる曲線ADG及び曲線HKNを除き、説明に必要な一般財源充当経費1と基準財政需要額1を中心に再録したものである。図5の直線ODFで示される一般財源充当経費1は、モデルで示されたとおり、ある算定項目の事業費から特定財源の国庫支出金と地方債を同時に控除して求めた一般財源充当経費を表す直線である。また基準財政需要額1は、上記の一般財源充当経費に算入率を乗じて求めた基準財政需要額を表す直線である。この一般財源充当経費1と基準財政需要額1の地方団体の値を全ての算定項目について積算した総和が図3のマクロの一般財源充当経費(H+I)及び基準財政需要額MSに対応している。

これに対し、地方交付税制度の運用では、前述のごとく地方団体の事業費から地方債のみが先に控除され、その額に算入率が乗じられて標準的な歳出が算定された。国庫支出金についてはその後単位費用を算定するときに控除された。この点を図5の標準団体についてみると、標準団体の国庫支出金の額をPDとしたとき、事業費から国庫支出金と地方債を控除したD点の一般財源充当経費に国庫支出金の額PDを加えた額、すなわち事業費から地方債のみを控除した額が、事業費マイナス地方債としてP点で与えられる。ところで単位費用を算定するときの分子の標準的な歳出は、事業費から地方債のみを控除した額に留保財源に応じて圧縮を施した額、表9ではC欄の修正後一般財源に対応する標準団体の額である。したがって事業費から地方債の額を控除した標準団体の額が図5のP点で与えられているので、この値に算入率を乗じて留保財源分圧縮した額は分子の標準的な歳出となる。また単位費用の分子はこの値から国庫支出金の額を差し引いた値として求められる。

単位費用を求める算式の分子の値について図5を用いて考えると、最初に事

図5 一般財源充当経費，基準財政需要額と測定単位のイメージ2

x (一般財源充当経費，基準財政需要額)



(出所) 筆者作成

(備考) 記号については図4に対応している

業費から地方債のみを控除した額はD点に国庫支出金PDを加えた値P点として与えられた。すなわち

$$P \text{ 点の値} = D \text{ 点の値} + PD \quad (35)$$

である。次に単位費用での標準的な歳出の額はこのP点の値に算入率を乗じて求められるので，算入率を t_j^1 とすると

$$t_j^1 \times P \text{ 点の値} = t_j^1 \times D \text{ 点の値} + t_j^1 \times PD \quad (36)$$

が導出される。ここで右辺第1項は一般財源充当経費1に算入率を乗じた値と

して、基準財政需要額 1 上の K 点として与えられる。また $t_j^1 < 1$ であるとすると、

$$t_j^1 \times PD < PD \quad (37)$$

である。ところで Q 点が K 点に PD を加えた点とすると、(36) 式と (37) 式から標準的な歳出に対応する R 点は K 点の値に $t_j^1 \times PD$ を加えた点として K 点と Q 点の間に求められる。

このとき R 点の値からちょうど国庫支出金の額 PD を控除した K' 点を単位費用の分子の値として考えてみよう。この K' 点の額が本来の基準財政需要額の値 K 点よりも小さいのは明らかであろう。この K' 点は表 9 の C 点の値すなわち標準的な歳出から何ら調整をせず国庫支出金を控除した値である。実際の単位費用の算定では算入率は $t_j^1 \leq 1$ であるが、 $t_j^1 < 1$ のときすなわち算入率が 1 未満の算定項目では、単純に国庫支出金の額を単位費用の算式で全額控除すると、これまでの議論から基準財政需要額 1 よりも小さな単位費用として算定されることが分かる。このため控除すべき国庫支出金の額に調整が必要となる。

図 5 を用いて国庫支出金の控除額についての調整について考えてみよう。上述したように単位費用の算定における標準的な歳出は R 点で与えられる。したがって D 点の一般財源充当経費 1 に乗じる算入率に対応した基準財政需要額は K 点で与えられるので、標準的な歳出から RK に等しい国庫支出金の額を控除すればよい。ところで RK の値は国庫支出金額 PD に算入率を乗じた額である。このことから単位費用の算定における控除すべき国庫支出金の額は、元々の国庫支出金額に算入率を乗じた額で与えられる。実はこの国庫支出金に算入率を乗じて控除する算定方法は、国庫支出金に関しても表 9 での地方債と同様の控除をしていることに等しい。算入率が $t_j^1 < 1$ の補助事業に関しては、このような国庫支出金に関する調整がなされて単位費用が算定されていると考えられる。

これまで単独事業と対比する意味で、補助事業において算入率が $t_j^1 < 1$ の場合を検討してきた。しかし補助事業における地方負担分の一般財源充当経費に係わる算入率を考えると、その多くの事業は $t_j^1 = 1$ すなわち一般財源充当経費

の基準財政需要額への算入率は100%と考えられる。なぜなら補助事業の多くは義務的経費が多く、また国の施策を地方団体が実施するために補助事業としてなされている場合が多いためである。自ずと算入率は100%とならざるを得ないのである¹⁷⁾。

むすびにかえて

本稿では、これまで制度的あるいは歴史的な視点から多くの分析がなされてきた地方交付税制度に関して、簡単なモデルを用いて新たな視点から考察した。その結果、わが国の地方交付税制度は、財源保障を目的として基準財政需要額を配分するメカニズムとして捉えられることが明らかとなった。それは地方財政計画によって決定される基準財政需要額の総額を、適切に各地方団体に配分するための制度であり、また毎年度の予算過程において短期間に多くの地方団体に基準財政需要額を配分するためのルールであった。

しかし、本稿では補正係数について多くを論じていない。補正係数は、基準財政需要額を算定するとき、各地方団体における特殊性を反映させるための制度であるが、この補正係数による補正が全体の地方交付税制度とどのような関連性があるのか、補正係数によって単位費用はどのような影響を受けるのかなど、地方交付税制度における補正係数の位置付けを丁寧に論じることが必要と考えたためである。この補正係数の効果も含めた地方交付税制度の分析によって、わが国の地方交付税制度の全体像を理論的な視点から評価することが可能となろう。このため、補正係数については、残された課題として稿を改めて論ずることとした。

参考文献

石原信雄 (2016) 『新地方財政調整制度論 改訂版』, ぎょうせい。

黒田武一郎 (2018) 『地方交付税を考える ―制度への理解と財政運営の視点―』, ぎょうせい。

17) 地方団体向け補助金の大部分は医療、介護、少子化対策など社会保障に関するものであり、これらは義務的経費であるため算入率は100%と考えられる。

- 堀場勇夫 (2020a) 「わが国の地方財政制度とその運用に関する一考察 (I) —地方財政計画と地方交付税の調整を中心として—」, 『青山経済論集』, 第72巻, 第2号, 23-58 頁.
- (2020b) 「わが国の地方財政制度とその運用に関する一考察 (II) —地方財政計画と地方交付税の調整を中心として—」, 『青山経済論集』, 第72巻, 第3号, 97-141 頁.